

宅配便でお金を送らないで！
—他の商品と装わせてお金を送らせる手口に要注意！—

「買え買え詐欺」(p.4 参照)に関する相談は全国の消費生活相談窓口に多く寄せられています。最近では銀行振り込みではなく、宅配便を使って金銭を送付させる手口が目立っています。一度送金してしまうとお金を取り戻すのは非常に難しいので、絶対にお金を送らないでください。

1. 相談事例

【事例 1】1,000 万円を衣類と偽って宅配便で送るよう指示されお金を送付した

B社から「A社のパンフレットが届いていないか」と電話があった。届いていることを伝えると、「A社から社債を購入したい。代金はこちらで支払うので代わりにA社の社債を申込んでほしい」と言われたので、FAXで申込書をA社に送った。

その翌日、A社から電話があり、「Bから代金が振り込まれたが、あなたの居住地からの振り込みではない。金融担当庁から指摘され口座が凍結された。名義貸しは問題だ。このままだとあなたは牢獄行きになる。至急現金で1,000万円を送ってほしい。宅配便で商品は衣類と書き、現金の上にタオルを乗せて送るように」と指示され指定された住所に送った。その後心配になり家族に相談すると「だまされているのではないか」とのことだった。返金してほしい。

(2012年11月受付 契約当事者：70歳代 女性 無職)

【事例 2】お金をおろしに銀行に出向いたところ、銀行から相談するよう勧められた

B社から「A社の封筒が届いていないか」と問い合わせの電話があった。しばらくしてA社からFX投資のためのカタログが届いたのでB社に電話をすると「A社のFX投資用ソフトは県内の人しか買うことができない。1セット200万円のところを360万円で買い取るので5セット購入してほしい」と言われた。そこで、A社に電話をかけたところ「先に2セット分送金してほしい」と言われた。A社から「宅配用封筒を送るので現金を送るように」と言われ、その封筒に400万円を入れて送った。届いた封筒にはすでに送付先が記載され、商品名のところは「付録付雑誌」と書かれていた。追加でさらに代金を送るため、お金をおろしに銀行に出向いたところ、銀行から消費生活センターを案内された。どうすればよいか。

(2012年11月受付 契約当事者：70歳代 女性 無職)

【事例3】過去の被害金を返還すると言われ、預貯金全額430万円を宅配便で送付した

数年前に投資トラブルで被害に遭ったことがある。2012年の12月初め、消費生活センターを名乗る人から「過去の被害は回復されましたか」と電話があった。財務省を名乗る男性からも電話があり、『特定詐欺被害支援金制度』の仮申請書を送付するので、今までの被害経緯と預貯金残高を書いて送るように」と説明された。

その後、東京都のマークが記載された封書が届いたので仮申請書に記入し東京都を称する団体にFAXをしたところ、財務省を名乗る男性から再び電話があり、預金残高を聞かれ「430万円」と答えると、それを送るよう言われた。「銀行から振り込むと寄付と思われてしまうので、宅配便で送るように。後で被害額(450万円)とあわせて880万円を振り込む」と言われた。靴箱にお金を入れて、伝票には化粧品と記載し指定された宅配業者から送金をするよう指示され、送金をしたが結局返還はなかった。(2013年1月受付 契約当事者:70歳代 女性 無職)

2. アドバイス

(1) 宅配便で現金を送るよう指示されても絶対に耳を貸さないでください

宅配便で現金を送付するよう指示すること自体、通常ではありえません。さらに、宅配便でお金を送ってしまうと、証拠も残らないことが多く、お金を取り戻すことはますます困難になります。

(2) 「被害を回復します」などの話は、まずは疑ってください

事例3のような「特定詐欺被害支援金制度」は存在しません。一度被害に遭うと「被害金を返金する」等の勧誘が増えるので注意してください。悪質業者は、被害を少しでも回復したいという気持ちに付け込みます。過去の被害金が返金されるどころか、さらにお金を取られかねません。

(3) 消費生活センター等から相談者以外の方に連絡することはありません

消費生活センターや国民生活センターが相談者以外の方に連絡することはありません。不審な電話があった場合は、お金を払う前にまずは近くの消費生活センターへ相談してください。

参考：現金の送付について

お金を送る場合、郵便法上は「書留」で送ることが義務付けられています。それに相談事例のように宅配便でお金を送った場合、万が一のことがあっても補償されません。

加えて、運送会社各社の約款でも引受を拒絶することのあるものとされています。しかも、銀行振り込みの場合は口座凍結の処置をすることができますが、宅配便の伝票に「衣類」、「化粧品」などと事実と違うことを記入してお金を送ってしまうと証拠も残らず、お金を取り戻すことが極めて困難になります。

3. 情報提供先

消費者庁 消費者政策課

内閣府 消費者委員会事務局

警察庁 生活安全局 生活経済対策管理官

警察庁 刑事局 捜査第二課

(別紙)

当該注意喚起情報の買取り・契約誘導業者、販売業者名

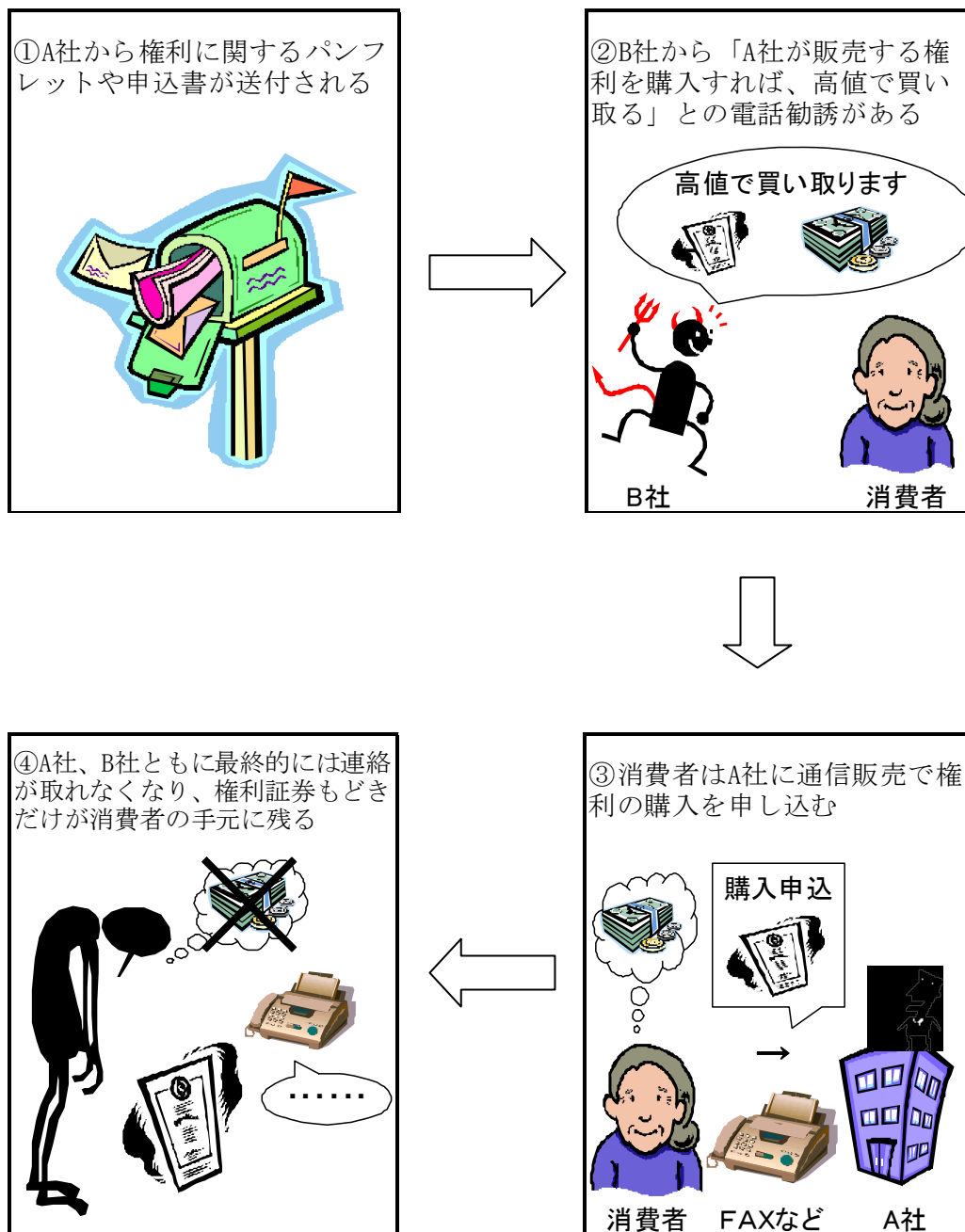
○注意事項

- ・買取り業者等の実体を確認できたケースは一件もなく、また、一般の事業者がこうした買取り等を行うことはありません。
- ・下記業者と同名異業者が存在する場合があります。
- ・**現在別の名称を用いて営業を行っている可能性がありますので、ご注意ください。リストに掲載されていないことをもって信用できる業者とは限りません。**

事例番号	業者の種別	業者名	住所	電話番号	商品名	業者の状況
1	買取り・契約誘導業者	パーソナルインベスト	大阪府大阪市中央区安土町3-4-*	06-7176-****	新株引受権付社債	電話不通 所在不明
	販売業者	パワーゲート	東京都豊島区東池袋1-33-*	0120-567-****	新株引受権付社債	電話不通 所在不明
2	買取り・契約誘導業者	エレコム	不明	092-719-****	FX投資用ソフト	電話不通
	販売業者	キューブナイン	東京都港区六本木7-17-**	03-4582-****	FX投資用ソフト	電話不通 所在不明
3	買取り・契約誘導業者	消費生活センター (と称する何者か)	不明	不明	特定詐欺被害支援金制度	所在不明
	販売業者	都支援総合事務センター	東京都新宿区西新宿7-4-*	03-4431-****	特定詐欺被害支援金制度	電話不通 所在不明

(参考)

買え買え詐欺の典型例



<報道発表資料>

「買え買え詐欺」にご注意！－より巧妙！より悪質に！劇場型勧誘による詐欺的儲け話の最近の手口－（2012年10月4日公表）

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20121004_1.html

<title>宅配便でお金を送らないで！ - 他の商品と装わせてお金を送らせる手口に要注意！ - </title>